

	可否	治 療 内 容
7 介護サービス等(要介護者等が受けるサービス)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設の施設サービス費（施設サービス費に係る自己負担額及び室料差額） ・ 指定介護療養型医療施設の施設サービス費（施設サービス費に係る自己負担額及び室料差額） ・ 訪問看護の居宅サービス費（居宅サービス費に係る自己負担額） ※ 訪問看護とは、その人の居宅において看護師、保健師、准看護師等が行う療養上の世話及び必要な診療の補助。 ・ 訪問入浴介護の居宅サービス費（介護保険制度の下、「居宅サービス計画」に基づいて、医療系サービスと併せて利用する場合の、訪問入浴介護の居宅サービス費に係る自己負担額） ※ 介護保険給付の対象となるものに係る自己負担額に限る。 ・ 短期入所生活介護の居宅サービス費（介護保険制度の下、「居宅サービス計画」に基づいて、医療系サービスと併せて利用する場合の居宅サービス費に係る自己負担額） ※ 短期入所生活介護とは、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設に短期入所（ショートステイ）させ、これらの施設で行われる日常生活上の世話及び機能訓練。 ※ 介護保険給付の対象となるものに係る自己負担額に限る。 ・ 介護サービス事業者から受ける居宅サービス費（介護保険制度の下で、介護サービス事業者から受ける居宅サービス等の対価のうち、療養上の世話に相当する部分の金額の自己負担額） ・ 指定介護老人福祉施設等から受ける施設サービス費（介護保険制度の下で、指定介護老人福祉施設等から受ける施設サービス費用のうち、療養上の世話等に相当する金額） ※ 療養上の世話に相当する金額とは、施設サービス費用のうち、介護費、食費、居住費の自己負担額として支払った額の1/2の金額。 ※ 指定介護老人福祉施設とは、特別養護老人ホームのうち介護保険法の規定により都道府県知事が指定した施設。 <p>介護保険法では、介護サービス事業者は利用者に対して利用料の証明書を発行することとされていますが、厚生労働省では、医療費控除の対象となる金額を明らかにするため、その領収証にサービス内容や種類を記載するように各介護サービス事業者を指導しています。</p>